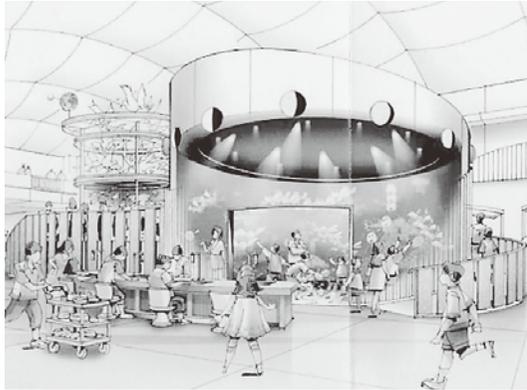


日本共産党船橋議員団

# 三にゅす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005  
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347  
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>  
 市会議員

岩井友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160	関根和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
金沢和子 ☎422-5278	中沢学 ☎493-8140
坂井洋介 ☎404-2039	松崎さち ☎419-8470
佐藤重雄 ☎432-9872	渡辺ゆう子 ☎462-7273



▲何回も訪れてくれるだろうか?  
 三番瀬「環境学習館」=完成予想図

12月議会に市長から三番瀬海浜公園の改修工事契約の議案が提出され賛成多数で可決・成立しました。契約金額は22億1400万円。  
 三番瀬海浜公園は、東日本大震災により屋外プールが損壊し、市は

## 潤沢な財政背景に、巨額の税金投入

海浜公園屋外プールの再建費用10億円はだめ! だけど、「失敗した温水プール」の模様替えには22億円を支出する?

「プールの再建に10億円かかる」といって早々にプールを廃止しました。

今回の計画は、過去に南部清掃工場から出る「廃熱」を利用した「温水プール棟」の改修費が3分の1以上を占め、「過去の失敗」を覆い隠す狙いも感じられるものです。なぜなら、「温水プール」は、廃熱不足や温水を送る配管の腐食などで、プールとして使えず、「釣堀」としてごまかしてきた歴史があるからです。

おまけに、今後も500万円の遊具を2機購入する予定もあるなど、「オープン時まで」に整備費用は総額で一体いくらになるのか」と質した

のに対し、市は「現時点では分からない」と答弁しました。今後さらに整備費用が膨れあがることは明らかです。

今回の契約方法は一般競争入札ですが、応札したのは「鉄建・田中特定建設工事共同企業体」の1社のみで、落札率(落札価格の予定価格に対する割合)は99・96%。競争原理が全く働いておらず、応札者は予定価格いっぴいの金額で落札しています。

三番瀬のラムサール条約への登録は市民の強い要望となっていますが、今回建設される「環境学習館」はそうした気運を高めるような内容の施設計画ではなく、博物館法に基づく学芸員なども「配置しない方針」です。

三番瀬の多様な生物などについて十分に学べ、ラムサール条約登録への気運を高めるような施設にさせるために変更も求めていきます。

## クラブ活動費を就学援助の対象に

「中学校の部活で保護者に相談もなく、指定の上着購入が決められたが、高額で買えない」「ほとんどの部員は買う。はじめのきっかけになるかもしれないが、諦めるしかない」。市内で部活動費に苦しむ声が出されています。

日本の子どもの貧困率は、2012年に過去最悪を更新して16・3%にのぼりました。OECD加盟国34カ国中ワースト10の深刻さです。

さらにこの間の年少扶養控除廃止、国保料や介護保険料の大幅引き上げ、保育料の値上げなども、子育て世帯の家計を直撃しています。

文部科学省は2010年、就学援助の支給基準に「クラブ活動費・生徒会費・PTA会費」を

加えました。しかし実際に支給する項目や金額は、実施主体の各区市町村が定め、船橋市は支給していません。市はその理由を、「年々増加する援助が必要な世帯に(就学援助を)幅広く利用して頂くことが最優先」のためだと言いますが、それでは「広く浅く援助すれば充分だ」ということになってしまいます。

そもそも文科省はクラブ活動費を支給基準に加えた理由を、「新学習指導要領で部活動も教育活動の一環として位置づけられたから」だとしています。であれば、「義務教育は無償」と定めた憲法26条に基づき、部活動も就学援助の対象とすべきです。しかも全中学生の9割が部活に参加しています。既に成田市と

我孫子市では、新3項目を支給対象としました。

12月議会では、「新3項目を支給対象にすべきだ。お金がなくて皆と同じ上着を部活で着られない中学生がいる状況を放置していいのか」と質問しました。

学校教育部長は「部活動は様々な教育的意義を有するが、生徒の自主的・自発的な参加によるもの。経済的事情については学

校も、用具や物品を貸与するなど、個々の家庭事情への配慮に努めている。現段階では支給項目の追加は考えていない」と回答しました。

となれば、お金がなくて部活に参加できないとしても、「自主的・自発的」な行動と見なすということですか。果たしてそれが教育なのでしょうか。今後も追及していきます。

### 就学援助制度とは

低所得者世帯に小・中学校の学用品費や給食費、修学旅行費などを補助する制度です。対象者は、(1)生活保護を受けている方、(2)児童扶養手当(国の手当)を受けている方、(3)上記以外で、上記に準ずる程度に困っている方。

【参考】両親と小・中学生の4人家族で給与所得者の場合、年間総収入が概ね500万円までの方が対象(平成26年度の生活保護基準で算出)

した場合。ただし家族の人数や年齢及び家庭状況、生活保護基準額の変更に伴って変わるため、500万円以下の世帯でも対象外となる場合があります。

申請時期は毎年4月1日(新入生は入学式日)〜随時(土日を除く)。学校にある「就学援助申請書」に必要事項を記入し、所定の必要書類を添付して、学校へ提出します。

詳しくは市教育委員会・学務課・就学助成係まで

☎ 436-2852・2858